

みよし市カヌー協会小型船舶操縦免許取得に係る助成金交付基準

みよし市カヌー協会小型船舶操縦免許取得に係る助成金交付基準の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この基準は、みよし市カヌー協会（以下「協会」という。）における小型船舶操縦免許取得者に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において小型船舶操縦免許とは二級小型船舶操縦免許のことをいう。

(助成金の交付目的)

第3条 この助成金は、小型船舶操縦免許の取得を推進することにより、カヌー競技の運営に必要な水路審判員、救助員等並びに技術指導に必要なカヌー一部顧問、カヌー指導者の確保を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) みよし市カヌー協会会員であること
- (2) 市内中学校においてカヌーの指導を行う者であること
- (3) 小型船舶操縦免許取得後5年間、みよし市カヌー協会の事業に協力する者であること

(助成事業)

第5条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が行う小型船舶操縦免許の取得とする。ただし、既に取得している小型船舶操縦免許の更新は、助成事業から除くものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成事業に要した講習料、国家試験料、申請代行料、登録免許税とする。

(助成金額等)

第7条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は56,000円のいずれか少ない方の額とする。

(助成金の申請)

第8条 助成金の交付申請及び助成事業の実績報告は同時にすることができるものとし、この場合における当該規定に係る様式は、みよし市カヌー協会小型船舶操縦免許取得に係る助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書」とする。）とする。

2 助成金の申請をしようとする者は、申請書に小型船舶操縦免許証の写しを添えて、小型船舶操縦免許証取得後60日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 会長は、前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査

し、助成金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 会長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにみよし市カヌー協会小型船舶操縦免許取得に係る助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付を申請した者に通知する。

(助成金の交付)

第11条 会長は、助成金の交付決定をした申請者に対して、みよし市カヌー協会小型船舶操縦免許取得に係る助成金請求書(様式第3号)により助成金を交付する。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた者が交付決定の際に付した条件に違反したと認めるときは、当該助成金の交付決定を取り消すものとする。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、みよし市カヌー協会小型船舶操縦免許取得に係る助成金返還通知書(様式第4号)により、当該助成金の全額を返還させるものとする。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。